

「避難行動要支援者のための個別避難計画」様式例

各市町独自で作っている
様式があります

避難行動要支援者のための個別避難計画									
基礎情報	氏名				生年 月 日		性別		
	住所								
	電話				FAX				
	E-mail				区班				
	家族構成・同居情報等				建築時期 耐震診断	構造	家具固定		
要支援情報	介護認定	(認知症) 有・無							
	障害者手帳 その他留意事項								
利用中の医療福祉サービス (学校園等を含む)	介護保険/総合事業	サービス				事業所名			
	障害福祉/児童福祉	サービス				事業所名			
	医療機関	名称				電話			
家族等急連絡先	① 氏名				続柄等			住所	
	② 氏名				続柄等			住所	
緊急時の情報伝達	① 氏名				続柄等			住所	
	② 氏名				続柄等			住所	
特記事項									

避難誘導時の留意事項	
避難時携行医薬品等	
避難先での留意事項	
避難場所避難経路	
備考	

安否確認 避難支援等 実施者	①	氏名			続柄等			住所	
		電話			FAX			E-mail	
	②	氏名			続柄等			住所	
		電話			FAX			E-mail	
	③	氏名			続柄等			住所	
		電話			FAX			E-mail	

令和 年 月 日

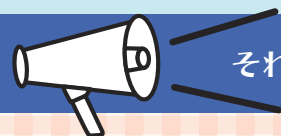
上記の内容について、誤り等がないことを確認しました。また、記載事項を次の関係者に情報提供することに同意します。(●は常備提供、○は発災時のみ提供)
●民生委員・児童委員 ●区(自主防災を含む) ●避難を支援する人 ●長泉町(福祉、防災)
○消防署 ○警察署 ○支援ボランティア

氏 名
代理署名
(本人との関係)

静岡県
R7.3改訂版

要配慮者のいのちを守る

個別避難計画 作成の手引き



それぞれ**高齢者事例**と**障がい者事例**の2つの実践事例「映像」を制作しました。

調整会議開催・会議後までの「構成員の生の声」
を知りたい方はこちら!

計画作成～実証実験までの「作成の手順」
を知りたい方はこちら!

最期まで安心して暮らせる地域をめざして
～個別避難計画～

動画時間:27分04秒

動画はコチラから見れます



二次元バーコード

静岡県災害時ケアプラン実践事例映像
～モデル地区(富士市森島区)～

動画時間:23分58秒

動画はコチラから見れます



二次元バーコード

【自治会のみなさま】参考資料

個別避難計画の作成に
取り組むみなさまへ
(PDF資料)



二次元バーコード

内閣府 防災情報のページ
「みんなで減災」



二次元バーコード

災害時に自力で避難できない方を
誰が支援するか、
どこに避難するか、
どのような配慮が必要か、
あらかじめ確認しておきましょう



問い合わせ

静岡県社会福祉協議会 福祉企画部 経営支援課

〒420-8670 静岡市葵区駿府町1-70 TEL 054-254-5231 / FAX 054-251-7508 / E-mail: keiei5@shizuoka-wel.jp

作成 令和 年 月 日



避難行動要支援者とは…

要配慮者の中でも自力での避難が難しく、避難の確保に特別な配慮が必要な人

要配慮者



高齢者

障がい者

妊産婦

乳幼児

児童

日本語に不慣れな外国人

その他、防災対策に配慮を要する人

避難行動要支援者の特徴

- 1 身の危険を察知できない人
- 2 救助者に助けを呼べない人
- 3 自分ひとりでは避難できない人
- 4 避難所での生活が難しい人



避難行動要支援者名簿とは…

市役所や町役場では、避難行動要支援者の方々の名簿を作成・管理しています。災害が起きた時に、名簿を活用して、避難行動要支援者の安否確認や救出・救助を行います。また、名簿に記載されている方々の同意を得て、自主防災組織、自治会や民生委員等に名簿を提供することができます。

名簿管理の方法 (例)

- 金庫など施錠可能な場所に保管し、複製は行わない
- 避難支援を担当する関係者に限り、情報を提供する
- 自治会内で名簿を管理する人を限定する



個別避難計画とは…

高齢者や障がい者など、災害時に一人では避難することが困難な方（避難行動要支援者）について、誰が支援するか、どこに避難するか、避難するときどのような配慮が必要かなど、一人ひとりの状況に合わせてあらかじめ計画して記載したものを「個別避難計画」といいます。

地域住民だけではなく、ケアマネジャーや相談支援専門員等といった福祉専門職の協力を得て個別避難計画を作成しましょう

ひとりで避難できない人の命を守るためには
「本人・家族の自覚」「支援の確保」が重要です。

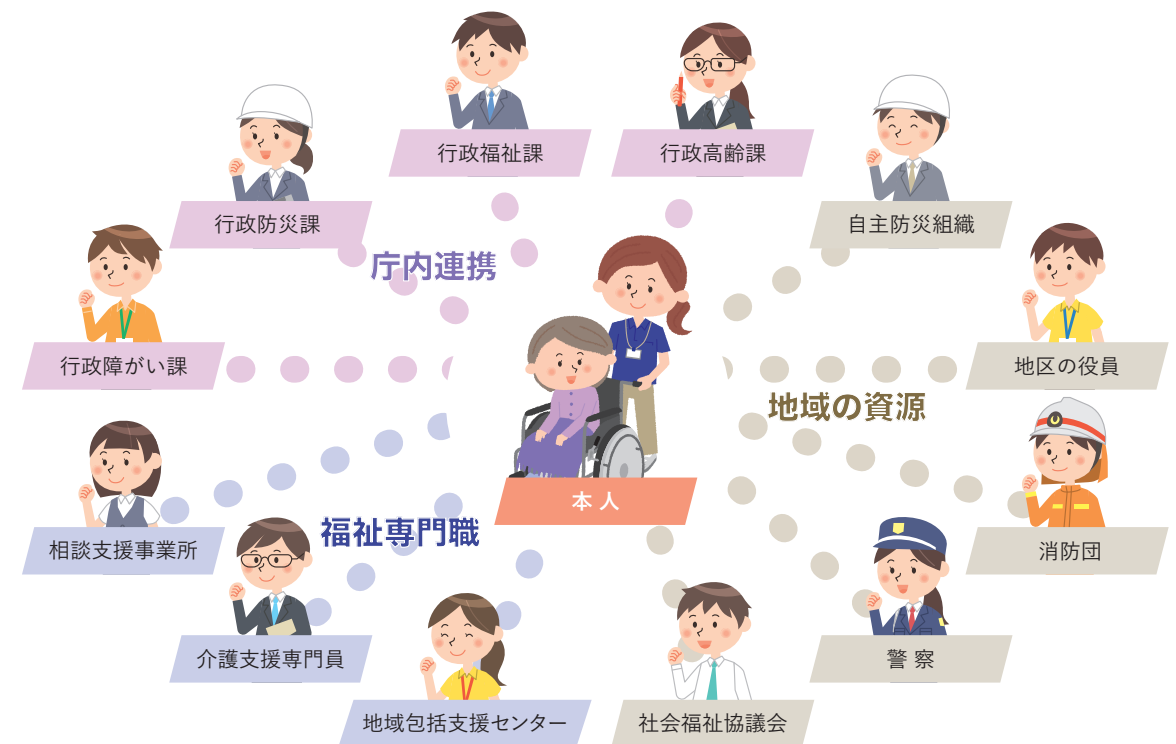


個別避難計画作成のポイント

個別避難計画の作成に係る体制

個別避難計画は、本人を始めとする多様な関係者が集まって話し合いをしながら作成するなど、様々なやり方があり、各地で地域の実情に応じて、それぞれ工夫した取組が行われています。個別避難計画の作成は、市町が主体となり、実効性のある計画とするため地

域防災の担い手だけでなく、本人の心身の状況や生活実態を把握している福祉専門職や地域の医療・保健・福祉などの職種団体など様々な団体と連携して取り組む必要があります。



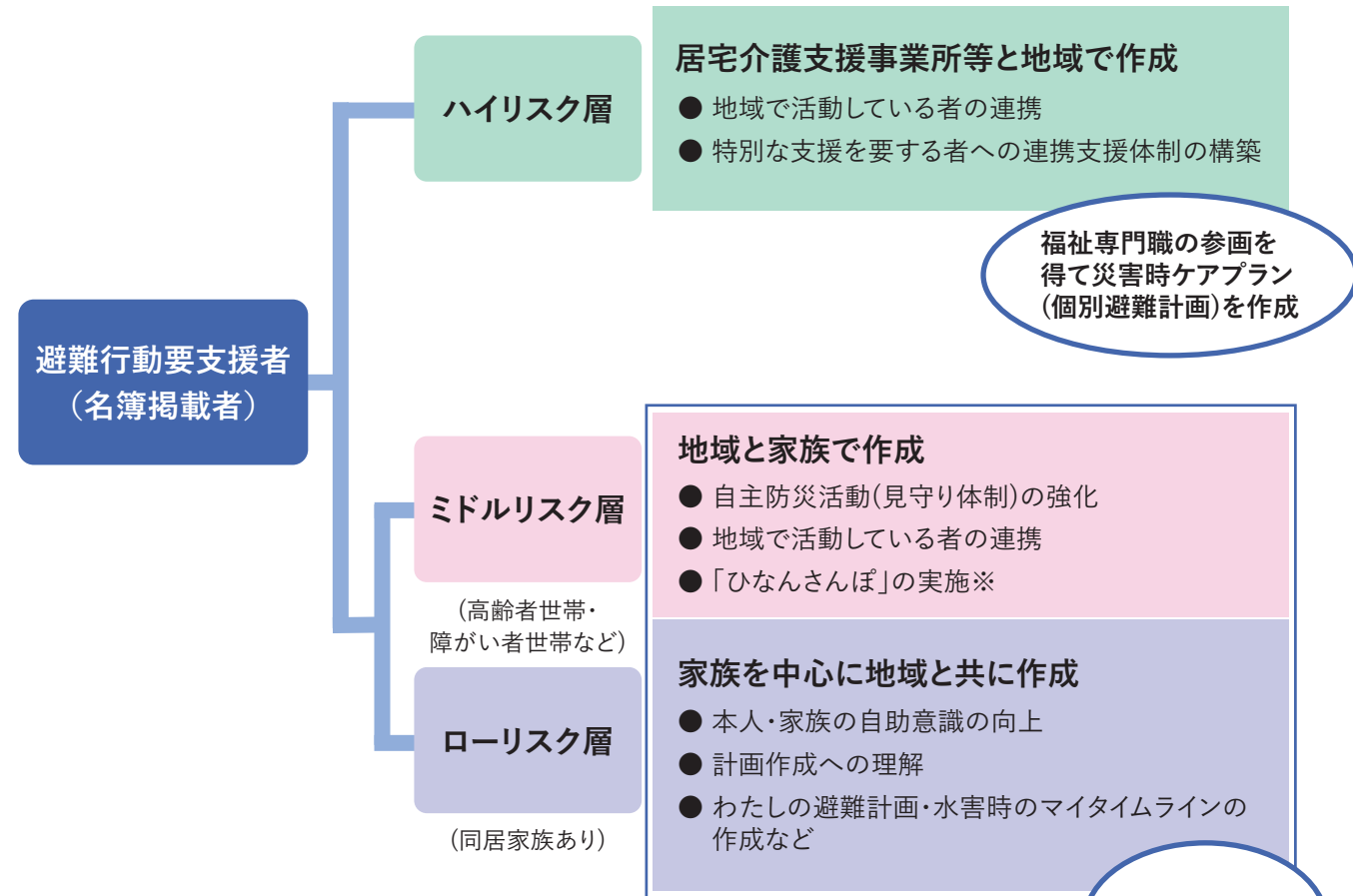
個別避難計画作成の取組の方向性

作成の優先順位は、できるだけ早期に避難行動要支援者に対し、計画が作成されるよう、優先度が高い人から個別避難計画を作成することが重要です。

市町の限られた体制の中でできるだけ早期に避難行動要支援者全体に計画が作成されるようにするためには、市町が作成する個別避難計画として、①市町が優先的に支援する計画づくりと並行して、②本人や、本人

の状況によっては、家族や地域において防災活動を行う自主防災組織が記入する計画（本人・地域記入の個別避難計画）づくりを進めることが適切です。本人・地域記入の個別避難計画も必要な内容の計画とすることができ、市町支援か本人・地域記入かは個別避難計画の内容の優劣を示すものではないことにも留意が必要です。

個別避難計画作成の全体像



優先順位づけ

- ☒ **ハザードマップ** 津波・浸水・土砂災害等
- ☒ **支援・配慮の度合い** 要介護・認知症・障がい種類・程度・難病医療ケア・重症心身等
- ☒ **生活環境** 独居・老老世帯・平日独居・引きこもり・社会的孤立等

ハイリスク	行政・福祉専門職・地域 ※改正法施行後からおおむね5年程度
ミドルリスク	当事者・家族・地域 (福祉専門職)
ローリスク	当事者・家族・地域



ハイリスク層の個別避難計画作成 (一例)

〈参加メンバー〉

行政 地域住民 当事者 福祉専門職 社会福祉協議会

STEP 1 対象地区・対象者選定・連絡者調整
対象となる市町・地区を選定。計画作成対象者となる高齢者・障がい者等を選定する。

STEP 2 福祉専門職向け防災力向上研修
福祉専門職 (ケアマネジャー・相談支援専門員等) に対し、災害リスク等に関する講義や個別避難計画作成演習を実施。

福祉理解研修 (住民勉強会)
対象となる自主防災組織及び住民に、障がい特性等を学ぶ福祉理解研修を実施。

STEP 3 当事者力アセスメント
福祉専門職が避難行動要支援者に対して行うアセスメント。平常時の福祉サービスや家庭環境等や本人の防災リテラシーを確認する。

STEP 4 地域力アセスメント
地域での避難支援に利用可能なフォーマル資源 (利用している福祉サービス事業所等)、インフォーマル資源 (自治会等) についてのアセスメント。自治会等で所有している避難支援のための資機材などの確認。

調整会議 (ケース会議)
対象の避難行動要支援者 (及びその家族) と、支援関係者が集まり、避難行動要支援者の心身や家族等の状況、地域とのつながり、平常時の福祉サービス利用の情報を共有し、災害時の個々の避難支援に関する方針を協議する場。

STEP 5 計画の検証・改善
当事者を含めた防災訓練を実施し、訓練時で明らかになった課題を踏まえ個別避難計画の検証や修正を行う。

「福祉」と「防災」を勉強しています。障がいって何？車いすの操作方法は？地域のハザードは？等、自分が住んでいる町のことを地域でしっかりと考えることが大切です。



自治会役員・民生委員等が避難行動要支援者本人と相談しながら、発災時にどのような支援が必要なのか、その内容を確認しましょう。避難時の配慮や支援方法を担当の福祉専門職にも確認してみましょう。

福祉専門職が本人の「備え」や避難に必要なこと、住環境等を確認しています。



普段の生活、身体状況、誰がどのように避難を支援するか、避難経路……。本人、家族と地域の関係者、福祉専門職で検討しています。



自治会役員や民生委員、避難支援者、本人、福祉専門職等と情報伝達方法、避難経路、避難方法等について相談し、自宅から避難先までに危険箇所はないか、ハザードマップで確認し、個別避難計画をまとめましょう。

みんなで作った個別避難計画に沿って、避難訓練をしてみましょう。介助の方法、移動手段、経路……。新たに気づいたことをみんなで話し合っ、個別避難計画に反映させましょう。



計画作成後は、計画に基づく避難訓練を行い、改善点を計画に反映させましょう。

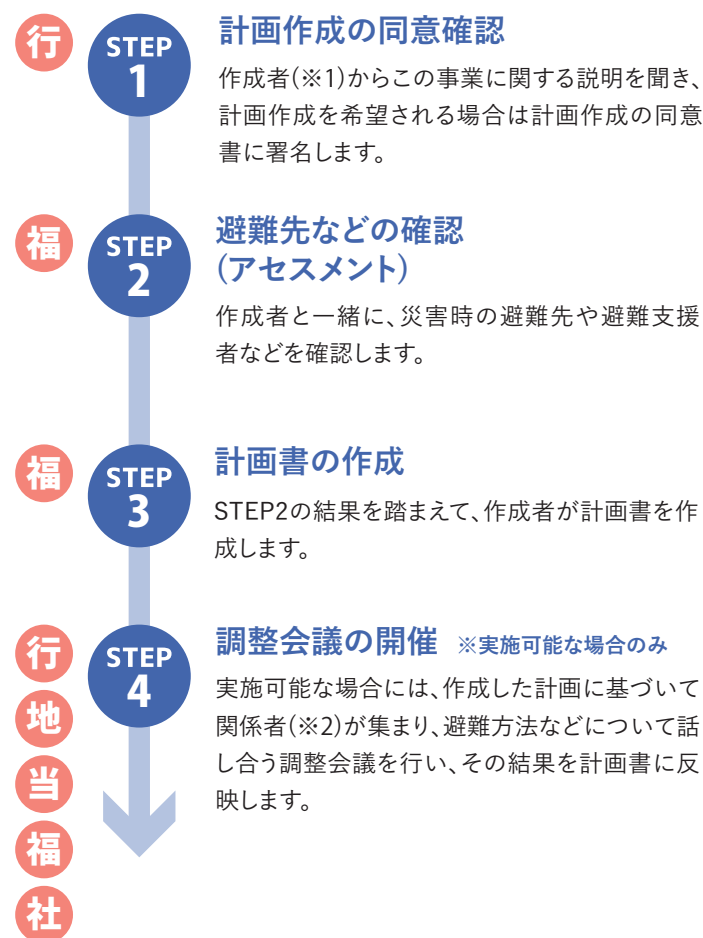
ハイリスク層 ミドルリスク層 ローリスク層 の個別避難計画作成(一例)

福祉事業者に依頼して作成する場合(一例)

〈参加メンバー〉

行 行政 地 地域住民 当 当事者 福 福祉専門職 社 社会福祉協議会

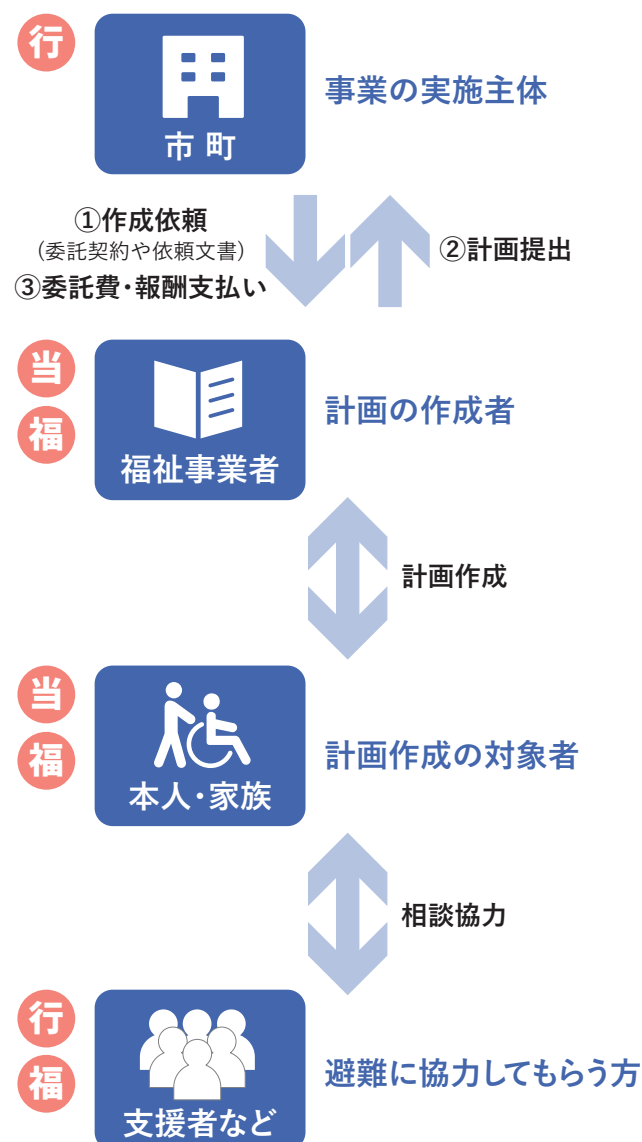
計画作成の流れ



※1) 作成者とは、市町から事業を依頼された福祉事業者に所属するケアマネジャーや相談支援専門員のことです。

※2) 関係者とは、ご本人やご家族、作成者、避難支援者などです。

依頼した場合



ミドルリスク層 ローリスク層 の個別避難計画作成(一例)

一人ひとりの避難計画 「わたしの避難計画」

「わたしの避難計画」とは、身の回りの災害リスク(河川氾濫、土砂災害、地震・津波等)に対して「いつ」「どこに」避難するか、あらかじめ記載したものです。

「わたしの避難計画」には次のような特徴があります。

- 基本仕様は、配布すれば誰でも作れるものという視点で住民より頂いた意見を反映
- データは、行政職員でも簡単に編集できるよう、pptx(パワーポイント)形式
- 災害リスクは、市町の既存ハザードマップを活用した内容
- 記載内容は、自分ごととして意識してもらうため、できるだけ地区に絞った内容

地域防災訓練で作成ワークショップを実施したり、地域防災の日や津波対策旬間のタイミングで回覧により配布したりして、住民の避難意識向上のための施策として、「わたしの避難計画」の普及展開をお願いいたします。

詳細につきましては静岡県ホームページをご覧ください。

マイ・タイムライン

「タイムライン」とは、台風などによる災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画です。防災行動計画とも言います。

そして「マイ・タイムライン」とは、住民ひとりが自分で作るオリジナルのタイムラインです。台風の接近によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、とりまとめます。いざというときの行動のチェックリストとして、また判断のサポートツールとして活用されることで、「逃げ遅れゼロ」に向けた効果が期待されています。個別避難計画と合わせて作成することで、どのタイミングで行動するのがより具体的にイメージできるようになります。詳細につきましては、静岡県のホームページをご覧ください。

区分	個別避難計画	わたしの避難計画	マイ・タイムライン
作成対象	避難行動要支援者	全住民	全住民(主に風水害)
内容	「①いつ」「②どこに」「③誰と」「④どうやって」避難するか+「⑤心身の情報」を記載	「①いつ」「②どこに」避難するか記載 ③④⑤を追記	「①いつ」「誰が」「何をするか」時系列で記載 ②③④⑤を追記

＝ 個別避難計画



【静岡県ホームページ】
一人ひとりの避難計画
「わたしの避難計画」



【静岡県ホームページ】
マイ・タイムライン

